第30期 静岡県青少年問題協議会

1 協議会の概要

位置づけ	・地方青少年問題協議会法第1条
	静岡県青少年問題協議会設置条例
所掌事務	・青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につ
(条例第2条)	き、必要な事項を調査審議すること
	・青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実
	施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること
組織	・県議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者から知事が任命又は委嘱
(条例第3条)	・任期:2年

2 第 30 期静岡県青少年問題協議会

(1) 任期

令和元年11月1日から令和3年10月31日まで(2年間)

(2) 協議事項

- ○「夢へはばたけ!ふじのくに若い翼プランー第3期静岡県子ども・若者計画ー」 (若い翼プラン)の取組状況
 - ・若い翼プランの進捗状況を踏まえ、県の子供・若者育成支援の取組について御意見を伺う。
- ○必要に応じて、子供・若者育成支援に関する個別テーマ

(3) スケジュール (予定)

第1回(令和元年11月21日)

- ・第30期静岡県青少年問題協議会の協議事項
- ・若い翼プランの概要と主な取組

第2回(令和2年1~2月頃)

・令和元年度若い翼プランの取組状況

第3回(令和3年)

- ・令和2年度若い翼プランの取組状況
- ・第4期静岡県子ども・若者計画の策定に向けた検討
- *上記のほか、必要に応じて、個別テーマの協議や関係施設の視察等を開催させていただく場合があります。

夢へはばたけ!ふじのくに若い翼プラン -第3期静岡県子ども・若者計画-

(概 要)

本県では、子ども・若者育成支援推進法に基づき、「静岡県子ども・若者計画」を策定し、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を推進している。

平成23年度の第1期計画からはじまり、二度の改定を経て、平成30年度から第3期計画に取り組んでいる。

1 静岡県子ども・若者計画の位置づけ

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条1項の「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 0歳から概ね30歳未満の者(施策によっては30歳代も対象)の健やかな成長と自立に向けた支援を総合的に推進する指針
- ・県の総合計画のもと、子供・若者育成支援策を推進するための個別計画

2 第3期計画の概要

- (1)名称 「夢へはばたけ! ふじのくに若い翼プラン-第3期静岡県子ども・若者計画-」
- (2)計画期間 平成30年度から令和3年度までの4年間
- (3)内容

基本理念	子供・若者が「有徳の人」として自立し、夢を実現できる地域をめざして
基本方針	○すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援・子供・若者が健やかに成長して自己を形成し、社会の変化に適切に対応しながら就労して自立できるよう支援します。
	〇二一ト、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援・困難を有する子供・若者及びその家族が早期に必要な支援と繋がるための環境の整備、 児童虐待等の被害防止、被害を受けた子供・若者等の保護に取り組み、社会生活を円滑 に営むことができるよう支援します。
	〇子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進 ・家庭教育支援等をとおして地域で子供を育む環境を整え、子供・若者を取り巻く社会環境を整備するとともに、子供・若者の社会参加・参画を支援し、子供・若者と共に育ち合う地域づくりを推進します。
成果指標	○困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合○「困難を有する子供・若者支援のための合同相談会」相談件数○養成した青少年指導者の延べ活動回数
	など36の成果指標を設定
施策展開の特徴	・ICT・SNSの急激な発達や国際化の進展等、子供・若者を取り巻く環境の変化への対応及び子供・若者の抱える困難な状況に応じた支援の充実などの課題を踏まえ、前計画の施策展開の柱を見直し
	・「ICT社会を生きる力の育成」や「グローバル人材・科学技術人材の育成」、「障害のある子供・若者の支援」、「子供の貧困問題への対応」、「自殺対策」、「子供・若者の福祉を害する犯罪対策」を新しく設定し、これまで以上に充実したきめ細かい支援を実施

(4)計画の体系 基本 理念

基本方針

基本方針1 すべての子供・若 者の健やかな成 長と自立に向け

た支援

子 供

・若者が有徳の人として自立し、

夢を実現できる地域をめざして

基本方針2

ニート、ひきこも り、不登校等の困 難を有する子供・ 若者やその家族 への支援

基本方針3

子供・若者と共に 育ち合う地域づ くりの推進

施策の展開

- (1) 自己形成への支援
 - ア 規範意識、自他を尊重する意識・態度の育成
 - イ 自然体験・文化・スポーツ活動の推進
 - ウ 健康・安全に関する教育の推進
 - エ 読書活動の推進
 - オ 確かな学力の向上
- (2) 社会の変化に適切に対応できる能力の育成
 - アICT社会を生きる力の育成
 - イ 消費者教育・環境教育の推進
 - ウ グローバル人材、科学技術人材の育成
- (3) 若者の職業的自立・就労支援
 - ア キャリア教育、職業教育の推進
 - イ 就労支援の充実
- (1) 抱える困難の複合性・複雑性を踏まえた支援の充
 - ア 関係機関・民間団体との連携による支援体制 の整備
 - イ 相談体制の充実
- (2) 困難な状況ごとの支援
 - ア ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の 支援
 - イ 障害のある子供・若者の支援
 - ウ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援
 - エ 子供の貧困問題への対応
 - オ 外国人の子供の教育の充実
 - カー自殺対策
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ア 児童虐待・DV対策の推進及び社会的養護を 必要とする子供への支援の充実
 - イ 子供・若者の福祉を害する犯罪対策
- (1) 地域全体で子供を育む環境の整備
 - ア 子育て・家庭教育への支援
 - イ 地域ぐるみで行う教育の推進
- (2) 子供・若者の社会参加・参画の機会の充実
 - ア 地域社会との関わり合いの促進
 - イ 子供・若者の力の活用促進
- (3)子供・若者を取り巻く社会環境の整備
 - ア 有害環境対策の推進
 - イ 犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進
 - ウ 誰もがいきいきと働ける環境づくり

計画の推進 に向けて

(1)全庁体制 による取 組の推進

(2)社会総が かりによ る取組の 推進

地域の実 情に応じ た子供・若 者育成支 援体制の 整備

(3)

(4)成果指標 の設定と 進捗管理

静岡県子ども・若者計画の推進体制

県では「静岡県子ども・若者計画」のもと、関係機関・団体と連携を図りながら、 全庁体制で計画的に青少年行政を推進しています。

1 青少年対策本部

位置づけ	静岡県青少年対策本部設置規則
所掌事務	・青少年行政に関する総合的かつ基本的な施策の樹立に関すること ・青少年行政に係る関係行政機関相互の総合調整に関すること ・その他青少年行政の推進に関すること
組織	・本部(本部長:知事、副本部長:副知事、委員:関係部長、教育長、警察本部長)

2 静岡県子ども・若者支援ネットワーク

位置づけ	・子ども・若者育成支援推進法第19条(子ども・若者支援地域協議会)・静岡県子ども・若者支援ネットワーク設置要綱
所掌事務	次に掲げる事項の連絡調整及び協議を行う ・困難を有する子ども・若者及びその家族を支援する機関相互の連携及び情報交換に関すること ・市町の「子ども・若者支援地域協議会」設置及び市町の「子ども・若者育成支援についての計画」策定のための支援に関すること ・その他、困難を有する子ども・若者及びその家族の支援の推進に関すること
組織	・困難を有する子供・若者支援の関係機関で構成

3 青少年問題協議会

位置づけ	・地方青少年問題協議会法第1条 ・静岡県青少年問題協議会設置条例
所掌事務	・青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること・青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること
組織	・県議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者から知事が任命又は委嘱・任期:2年

第3期静岡県子ども・若者計画の概要

1 すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

(1) 自己形成への支援

この項では、「規範意識、自他を尊重する意識・態度の育成」「自然体験・文化・スポーツ活動の推進」「健康・安全に関する教育の推進」「読書活動の推進」「確かな学力の向上」に取り組んでいます。

「規範意識、自他を尊重する意識・態度の育成」「自然体験・文化・スポーツ活動の推進」「読書活動の推進」については、豊かで徳のある人間性を育むことができるよう、道徳教育の充実・人権意識の高揚・思いやりの心の醸成を図る取組や、自然とふれあう機会、文化・芸術・スポーツに関わる機会を創出・提供する取組を行っているほか、乳幼児期から子供と本をつなぐ親子読書推進など、生涯を通じて読書に親しむ習慣の確立を図る取組を行っています。

「健康・安全に関する教育の推進」については、健やかな体を育み、安全に生活を送ることができるよう、体力向上の取組、食育や性感染症予防の取組、交通安全教育、薬物乱用防止の取組等を行ってます。

「確かな学力の向上」については、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた学校改善・授業改善等の取組を推進して授業力の向上を図るなど、学校教育を中心として、取組を行っています。

(2) 社会の変化に適切に対応できる能力の育成

この項では、「ICT社会を生きる力の育成」「消費者教育・環境教育の推進」「グローバル人材・科学技術人材の育成」に取り組んでいます。

「ICT社会を生きる力の育成」については、必要な情報を見極め、活用するために必要な 資質を身に付けることがきるよう、スマホ等のICT機器の利用について大人と子供が互いに 納得できるルール作りをすることや、ICTに関する大人の学びを促進すること、ICT機器 の適切で安全な利用について学ぶ機会を提供することなどに取り組んでいます。

「消費者教育・環境教育の推進」については、学校や地域での消費者教育出前講座の実施等を通して、適切な商品・サービスを選択して消費者市民社会の発展に寄与する、「自ら考え自立し行動できる消費者」を育成する教育を推進しています。また、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図る環境教育を推進してます。

「グローバル人材・科学技術人材の育成」については、海外留学への支援、日中青年代表交流など国際交流の推進、県内高等教育機関の教育・研究機能の充実を図ることなどを通して、世界に目を向けながら創造的な未来を切り拓き地域社会の発展に貢献できる人材や、将来の科学技術の発展を担う人材の育成に取り組んでいます。

(3) 若者の職業的自立・就労支援

この項では、「キャリア教育・職業教育の推進」「就労支援の充実」に取り組んでいます。

「キャリア教育・職業教育の推進」については、子供・若者の勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、経済的に自立していくことができるよう、企業等と連携・協働するほか、ものづくりや技能に触れる機会の提供など、各学校段階を通じ取組を推進しています。

「就労支援の充実」については、若者が安定した職業生活を送ることができるよう、県内企業と学生等とのマッチング機会の提供や、就職相談・セミナーの実施など、求職者や社会の状況に応じた支援を行っています。

2 二一ト、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援

(1) 抱える困難の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実

この項では、「関係機関・民間団体との連携による支援体制の整備」「相談体制の充実」に取り組んでいます。

「関係機関・民間団体との連携による支援体制の整備」については、複合的な困難を抱える子供・若者が支援と繋がるよう、静岡県子ども・若者支援ネットワークの運営、民間支援団体等を紹介する情報誌「ふじのくにi(アイ)マップ」の作成・配布、不登校・ひきこもり等の支援のための合同相談会の開催等を通して、多様な機関・団体が連携する体制を整備しています。

「相談体制の充実」については、多岐にわたる悩みや不安に対応するため、各種相談窓口を 設置しているほか、学校教育における体制の充実に向けて、スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカーを配置するなどしています。

(2) 困難な状況ごとの支援

この項では、「ニート、ひきこもり、不登校等の子供・若者の支援」「障害のある子供・若者の支援」「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援」「子供の貧困問題への対応」「外国人の子供の教育の充実」「自殺対策」に取り組んでいます。

「ニート、ひきこもり、不登校等の子供・若者の支援」については、しずおかジョブステーションにおけるカウンセリング対応や、ひきこもり支援センター・アンダンテの運営等を通して、困難な状況に応じた支援を行っています。

「障害のある子供・若者の支援」については、教職員に対する特別支援教育の研修の充実を 図っているほか、障害のある人のスポーツ・文化芸術活動の支援や就労を促進する取組などを 行っています。

「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援」については、学校、保護者、警察、地域等が連携して非行防止に努めているほか、学校、少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動などを行っています。

「子供の貧困問題への対応」については、生活困窮世帯の子供への学びの場の提供など、児童生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援を行っているほか、保護者の就労支援などを行っています。

「外国人の子供の教育の充実」については、市町教育委員会と連携して不就学の実態を把握 し、外国人の子供の就学、経済団体及び企業等と協力した子供の日本語習得や地域での居場所 づくりを支援しています。

「自殺対策」については、SNSやインターネット等のICTを活用した対策の強化など、 若年層に重点を置いた対策を推進しているほか、市町や経済団体と連携し、周囲の人の悩みに 気づき、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成などを行っています。

(3) 子供・若者の被害防止・保護

この項では、「児童虐待・DV対策の推進及び社会的養護を必要とする子供への支援の充実」「子供・若者の福祉を害する犯罪対策」に取り組んでいます。

「児童虐待・DV対策の推進及び社会的養護を必要とする子供への支援の充実」については、虐待やDVの予防、早期発見、再発防止、虐待を受けた子供等の社会的養護及び自立に向けた支援に係る取組を推進しています。

「子供・若者の福祉を害する犯罪対策」については、児童買春、児童ポルノに係る犯罪の被害児童の早期発見・保護と被害の拡大防止に努めているほか、犯罪被害に遭った子供・若者及びその家族等の立ち直りに向けた支援を行っています。

3 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進

(1) 地域全体で子供を育む環境の整備

この項では、「子育て・家庭教育への支援」「地域ぐるみで行う教育の推進」に取り組んでいます。

「子育て・家庭教育への支援」については、「ふじさんっこ応援隊」の周知等により社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図っています。また、経済団体と連携したイクボス講座の実施等を通して、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進しているほか、家庭教育支援員の養成等、地域で家庭教育を支える取組を推進しています。

「地域ぐるみで行う教育の推進」については、家庭・地域と学校との連携・協働による教育活動の推進に努めているほか、地域における学びの場や交流活動の場の提供等、地域の教育力の向上に向けた取組を行っています。

(2) 子供・若者の社会参加・参画の機会の充実

この項では、「地域社会との関わり合いの促進」「子供・若者の力の活用促進」に取り組んでいます。

「地域社会との関わり合いの促進」については、子供・若者が地域への関心・理解を高める ための学習を推進しているほか、社会に貢献することができるよう、地域の防災訓練やボラン ティア活動への主体的な参加を促進しています。

「子供・若者の力の活用の促進」については、青少年指導者の級位認定取得の推進など、地域で活躍し、地域活動を牽引する青少年リーダーを育成しています。また、「わたしの主張」の実施や審議会等への若者の参加などを通して、若者が社会や行政に対する意見を表明する機会を確保し、子供・若者の社会参加・参画の機会の充実を図っています。

(3)子供・若者を取り巻く社会環境の整備

この項では、「有害環境対策の推進」「犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進」「誰もがいきいきと働ける環境づくり」に取り組んでいます。

「有害環境対策の推進」「犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進」については、健全な成長を阻害する恐れのある有害図書類等への対策や、フィルタリング措置の推進等によるインターネット上の有害情報への対策を行っているほか、防犯まちづくり講座の開催や行政、警察、地域住民、学校等による子供の見守り活動の推進など犯罪被害から守るための取組を行い、地域の子供・若者が安心して生活できる環境の整備に努めています。

「誰もがいきいきと働ける環境づくり」については、誰もが働きやすい職場づくりに向け、働き方改革に取り組む機運を醸成するため、国や経済団体と連携して経営者を対象としたセミナーを開催しています。また、安全・安心に働ける労働条件が確保されるよう、労働法セミナーや労働相談を開催しています。